

財団法人くまもとテクノ産業財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人くまもとテクノ産業財団(以下「財団」という。)という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を上益城郡益城町大字田原2081番地10に置く。

(目的)

第3条 財団は、本県の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的發展を促す事業環境を整備し、産学行政連携による県内事業者の研究開発を支援することなどにより高度技術に立脚した産業開発を促進するとともに、中小企業等の設備の近代化、下請取引の円滑化、経営管理及び経営環境の改善を支援することなどにより経営基盤の強化を図り、中小企業をはじめとする地域産業の総合的な振興發展、ひいては活力ある経済社会を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業者の事業の用に供する設備の譲渡若しくは貸付又はプログラム使用権の提供に関する事。
- (2) 中小企業者の事業の用に供する設備の設置又はプログラム使用権の取得に充てられる資金の貸付に関する事。
- (3) 下請取引のあっせん及び下請取引に係る苦情又は紛争の処理に関する事。
- (4) 中小企業の振興又は高度技術に立脚した産業開発に必要な情報の収集、加工、創出、提供及び中小企業の情報化を促進するための支援に関する事。
- (5) 中小企業の振興のために必要な調査、研究、診断及び指導に関する事。
- (6) 中小商業活性化のための事業に対する支援に関する事。
- (7) 中心市街地における商業活性化推進事業に対する支援に関する事。
- (8) 高度技術の研究開発に関する事。
- (9) 高度技術に立脚した起業化の促進及び起業化の助成に関する事。
- (10) 高度技術に立脚した産業開発に必要な人材の育成・確保に関する事。
- (11) 高度技術に立脚した産業開発に必要な研究成果等の取得並びに提供又は譲渡に関する事。
- (12) 研究開発型企業が研究開発を行うための資金の借入れに対する債務保証に関する事。
- (13) 研究開発型企業に対する研究開発費の融資に関する事。
- (14) 研究開発型企業に対する研修・指導に関する事。
- (15) 研究開発型企業の立地条件の整備に係る調査研究に関する事。
- (16) 損害保険代理業務並びに生命保険の募集に関する事。
- (17) 個人情報の保護等に関する事。
- (18) 中小企業等の製品・技術開発及び販路開拓等の助成に関する事。
- (19) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品及び補助金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産、中心市街地商業活性化基金、地域産業活性化基金、地域産業活性化支援基金、バイオ研究開発基金、技術振興基金、債務保証事業基金、人材育成事業基金、くまもと夢挑戦ファンド事業基金及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立に際し、基本財産とされた財産

(2) 設立後に基本財産として、指定して寄付された財産

(3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 中心市街地商業活性化基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 中心市街地商業活性化基金として熊本県から借り入れた資金

(2) 中心市街地商業活性化基金とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で中心市街地商業活性化基金に繰り入れることを議決した財産

4 地域産業活性化基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 地域産業活性化基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で地域産業活性化基金に繰り入れることを議決した財産

5 地域産業活性化支援基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 地域産業活性化支援基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で地域産業活性化支援基金に繰り入れることを議決した財産

6 バイオ研究開発基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) バイオ研究開発基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会でバイオ研究開発基金に繰り入れることを議決した財産

7 技術振興基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 技術振興基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で技術振興基金に繰り入れることを議決した財産

8 債務保証事業基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 債務保証事業基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で債務保証事業基金に繰り入れることを議決した財産

9 人材育成事業基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 人材育成事業基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で人材育成事業基金に繰り入れることを議決した財産

10 くまもと夢挑戦ファンド事業基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) くまもと夢挑戦ファンド事業基金として熊本県から借り入れた資金

(2) 理事会でくまもと夢挑戦ファンド事業基金に繰り入れることを議決した財産

11 運用財産は、基本財産、中心市街地商業活性化基金、地域産業活性化基金、地域産業活性化支援基金、バイオ研究開発基金、技術振興基金、債務保証事業基金、人材育成事業基金、くまもと夢挑戦ファンド事業基金以外の財産とする。

(基本財産等の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、熊本県知事(以下「知事」という。)の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

2 地域産業活性化基金、地域産業活性化支援基金、バイオ研究開発基金、技術振興基金及び人材育成事業基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

3 中心市街地商業活性化基金及びくまもと夢挑戦ファンド事業基金は、当該資金を償還するために必要があるときを除き、これを処分し、又は担保に供することができない。

4 債務保証事業基金は、当該資金を第4条第12号に掲げる事業(以下「債務保証事業」という。)に係る代位弁済に充てるために必要があるときを除き、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 財団の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産、中心市街地商業活性化基金及びくまもと夢挑戦ファンド事業基金のうち、現金は、次のいずれかの確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

(1) 郵便官署又は確実な金融機関への預託

(2) 信託会社への信託

(3) 国債、公債又は元本確実な有価証券の購入

3 地域産業活性化基金、地域産業活性化支援基金、バイオ研究開発基金、技術振興基金、債務保証事業基金及び人材育成事業基金のうち、現金は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法により保管しなければならない。

(経理の区分)

第9条 財団の事業に係る経理は、一般会計、地域産業活性化推進事業特別会計、地域産業活性化支援事業特別会計、バイオ研究開発推進事業特別会計、大学等技術移転促進事業特別会計、債務保証事業特別会計、人材育成事業特別会計、くまもと夢挑戦ファンド事業特別会計及び職員共済特別会計とし、一般会計に係る事業であっても特に必要があるときは、理事会の議決を経て、これを区分して経理することができる。

(一般会計)

第10条 一般会計は、地域産業活性化推進事業特別会計、地域産業活性化支援事業特別会計、バイオ研究開発推進事業特別会計、大学等技術移転促進事業特別会計、債務保証事業特別会計、人材育成事業特別会計、くまもと夢挑戦ファンド事業特別会計及び職員共済特別会計に係る事業以外の事業に係る収入及び支出を経理する。

(地域産業活性化推進事業特別会計)

第11条 地域産業活性化推進事業特別会計は、第4条第9号に掲げる事業(以下「地域技術起業化推進事業」という。)に係る収入及び支出を経理する。

2 地域産業活性化基金から生じる果実は、地域技術起業化推進事業に充てる。

(地域産業活性化支援事業特別会計)

第12条 地域産業活性化支援事業特別会計は、高度技術の研究開発及びこれに関連した研修・指導に関する事業(以下「地域産業活性化支援事業」という。)に係る収入及び支出を経理する。

2 地域産業活性化支援基金から生じる果実は、地域産業活性化支援事業に充てる。

(バイオ研究開発推進事業特別会計)

第13条 バイオ研究開発推進事業特別会計は、バイオ研究開発及びこれに関連した研修・指導に関する事業(以下「バイオ研究開発推進事業」という。)に係る収入及び支出を経理する。

2 バイオ研究開発基金から生じる果実は、バイオ研究開発推進事業に充てる。

(大学等技術移転促進事業特別会計)

第14条 大学等技術移転促進事業特別会計は、大学等の研究成果の市場への移転等に関する事業(以下「大学等技術移転促進事業」という。)に係る収入及び支出を経理する。

(債務保証事業特別会計)

第15条 債務保証事業特別会計は、債務保証事業に係る収入及び支出を経理する。

2 債務保証事業基金から生じる果実は、債務保証事業に充てる。

(人材育成事業特別会計)

第16条 人材育成事業特別会計は、第4条第14号に掲げる事業(以下「人材育成事業」とい

う。)に係る収入及び支出を経理する。

2 人材育成事業基金から生じる果実は、人材育成事業に充てる。

(くまもと夢挑戦ファンド事業特別会計)

第17条 くまもと夢挑戦ファンド事業特別会計は、地域資源や成長分野に関する製品・技術開発及び販路開拓等の支援に関する事業(以下「くまもと夢挑戦ファンド事業」という。)に係る収入及び支出を経理する。

2 くまもと夢挑戦ファンド事業基金から生じる果実は、くまもと夢挑戦ファンド事業に充てる。

(職員共済特別会計)

第18条 職員共済特別会計は、職員共済に係る収入及び支出を経理する。

(事業計画及び収支予算)

第19条 財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、年度開始前に理事会の議決を得て、知事に提出しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第20条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算が成立する日までの間、前年度の予算に準じて、収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第21条 財団の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、理事長が財産目録及び正味財産増減計算書とともに作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を得なければならない。

2 前項に掲げる事項については、知事に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第22条 財団の一般会計に係る事業の収支決算に剰余金があるときは、準備金として積み立て、又は翌年度に繰り越すものとする。ただし、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

2 財団の第11条から第18条までに掲げる特別会計に係る事業の収支決算に剰余金があるときは、準備金としての積み立て、当該特別会計内での繰り越し、又は当該特別会計で管理する基金への繰り入れを行うものとする。

3 準備金は、損失の補てん又は基本財産に繰り入れる場合のほかは取りくずすことができない。

(会計年度)

第23条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 業務の執行

(業務方法書)

第24条 財団の第4条に掲げる業務のうち同条第1号から第7号まで、第9号及び第11号から第15号までに掲げる事業並びにバイオ研究開発推進事業の執行については、理事長が別に定める業務方法書による。

2 第4条第3号から第7号までに掲げる業務以外の業務方法書の制定及び改廃については知事の承認を得なければならない。

(委員会)

第25条 第4条の事業を行うため、必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第26条 財団に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 4人以内
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 理事(理事長、副理事長、専務理事を含む。) 15人以上20人以内
 - (5) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
 - 3 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第27条 理事長は、財団を代表し、業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき若しくは欠けたとき又は理事長個人と利益相反する行為となる事項若しくは双方代理となる事項があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- 3 専務理事は、理事長の命を受けて業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、財団の業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第28条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第29条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第30条 財団に評議員を置く。

- 2 評議員は理事会で選任し、その数は、15人以上とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期及び解任については、第28条及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第31条 評議員は、評議員会を組織し、第38条各号に掲げる事項を審議する。

(事務局)

第32条 財団の事務を処理するため事務局を設け、事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は有給とする。
- 4 事務局の組織及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

(研究所)

第33条 財団に電子応用機械技術に係る先端技術分野の研究開発、情報提供、人材育成等の事業を行うため、電子応用機械技術研究所(以下「研究所」という。)を置く。

- 2 研究所に研究所長その他必要な職員を置く。
- 3 職員は理事長が任免する。
- 4 職員は有給とする。
- 5 研究所の組織及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第5章 顧問

(顧問)

第34条 財団に顧問を置く。

- 2 顧問は、理事長が委嘱し、財団の運営について諮問に応じ、助言を行う。

第6章 会議

(会議の種類)

第35条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(会議の構成)

第36条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(理事会の権能)

第37条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、財団の運営に関する重要な事項を議決する。

(評議員会)

第38条 評議員会は、次の各号に掲げる事項についての諮問に応ずるものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他重要と認める事項

(会議の招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

- 2 評議員会は、理事長が年1回以上招集する。ただし、理事会が必要と認めるときは、理事長は、すみやかに評議員会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、理事会について緊急を要する時はこの限りでない。

(会議の議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 評議員会の議長は、その都度評議員の互選により選出する。

(会議の定足数)

第41条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開会することはできない。

(会議の議決)

第42条 会議の議事は、この寄附行為に規定するもののほか、出席理事又は出席評議員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第43条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急を要する場合であって、理事会を招集するいとまがないと認めるときは、書面により理事会の構成員の賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第44条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を記載すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席者のなかから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の許可を得て、国、地方公共団体又は財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 補則

(委任)

第47条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初は、第14条第4項の規定にかかわらず、別紙役員のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第9条及び第22条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和47年3月31日までとする。

4 平成13年3月31日における役員は、同日をもって辞任するものとする。

5 平成13年度及び平成14年度の役員は、第26条第2項から第4項までの規定にかかわらず、別紙2の役員名簿のとおりとする。

6 平成13年度の評議員は、第30条第2項の規定にかかわらず、別紙2の評議員名簿のとおりとする。

7 前項の規定により就任した評議員の任期は、第30条第4項の規定にかかわらず、平成

14年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この寄付行為は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 S61.5.10

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 S61.8.22

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 S62.6.24

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 S63.4.1

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H2.3.26

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H4.7.4

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H5.5.18

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H8.4.8

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H11.7.16

附 則

この寄付行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H15.4.1

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H18.3.31

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H19.6.19

附 則

この寄付行為は、熊本県知事認可の日から施行する。 認可日 H20.9.30